

○猪名川上流広域ごみ処理施設組合特別 職の職員で非常勤のもの)の報酬及び費 用弁償に関する条例

(平成24年3月30日)
(条例第38号)

猪名川上流広域ごみ処理施設組合特別職の職員で非常勤のもの(議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。)の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のもの)の報酬及び費用弁償に関する条例(平成23年川西市条例第4号)の規定を準用し、支給するものとする。ただし、特別職の職員の報酬の額及び特別職の職員が公務のために旅行したときに費用弁償として支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(猪名川上流広域ごみ処理施設組合の特別職の職員で非常勤のもの)の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止)

- 2 猪名川上流広域ごみ処理施設組合の特別職の職員で非常勤のもの)の報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年猪名川上流広域ごみ処理施設組合条例第27号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に支給された報酬及び費用弁償は、この条例の規定に基づいて支給された報酬及び費用弁償とみなす。

別表

区分	報酬の額	旅費の額
公平委員会委員	日額 11,100円	管理者相当額
監査委員	月額 5,000円	〃
議員の中から選任された監査委員	月額 1,000円	〃
専門委員	日額 11,100円	管理者相当額以内で管理者が定める。
その他法令の規定による委員	予算の定めるところによる。	〃
その他の嘱託員	月額 350,000円以内	〃

備考

- 1 経験加算報酬は、その他の嘱託員（規則で定める者を除く。）に対して、この表に定める額の報酬に加え、20,000円を超えない範囲内で規則で定める額を支給する。
- 2 次に掲げる休暇等（規則で定める時間外代休時間、年次休暇及び特別休暇を除く。）により、その他の嘱託員が勤務しないときは、その勤務しない期間につき、この表に定める額の報酬及び前項に規定する経験加算報酬の額の合計額（以下「基準報酬額」という。）から、当該各号に掲げる額を減額した報酬額をその他の嘱託員に支給する。
 - (1) 規則で定める休暇 基準報酬額に勤務しない日数を16.5で除して得た数を乗じて得た額
 - (2) 前号以外のもの 基準報酬額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に50を乗じたもので除して得た額に、勤務しない時間を乗じて得た額
- 3 通勤割増報酬は、その他の嘱託員に対して、この表に定める額の報酬に加え、猪名川上流広域ごみ処理施設組合一般職の職員の給与に関する条例（平成13年猪名川上流広域ごみ処理施設組合条例第20号。以下「給与条例」という。）に規定する通勤手当の例により支給する。

- 4 時間外割増報酬は、その他の嘱託員が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合に、この表に定める額の報酬に加え、給与条例に規定する時間外勤務手当、休日給及び夜勤手当の例により支給する。
- 5 年末年始割増報酬は、その他の嘱託員が12月29日から翌年の1月3日までの間に勤務した場合に、この表に定める額の報酬に加え、給与条例に規定する年末年始特別勤務手当の例により支給する。
- 6 期末割増報酬は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するその他の嘱託員に対して、この表に定める額の報酬のほか、給与条例に規定する期末勤勉手当の例により支給する。この場合において、在職期間の算定について必要な事項は、管理者が別に定める。
- 7 退職割増報酬は、退職するその他の嘱託員(規則で定める者を除く。)に対して、この表に定める額の報酬のほか、その者が退職した日の翌日から1月以内に、2,000,000円を超えない範囲内で規則で定めるところにより算定した額を支給する。ただし、その者が退職の日又はその翌日に再びその他の嘱託員となった場合は、退職割増報酬は、支給しない。